

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

読み書きとコミュニケーションに課題があり、通級による指導を利用している中学3年生及び、その保護者を対象とした合理的配慮の提供事例について報告する。保護者、生徒とも現在、進路選択について、話し合い中である。

- 1 通級による指導の利用(専門性のある指導体制の整備)
- 2 学習課題と結果を受けての修正及び再設定(学習内容の変更・調整)
- 3 学校生活支援教員によるソーシャルスキルトレーニングや学習活動等

1 対象生徒の障害種

注意欠陥多動性障害(ADHD)

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・通常の学級

4 学年

中3

5 対象生徒の実態

対象の生徒は男子である。現在中学3年生であり、通常の学級に在籍している。学力がやや低く、学習内容や学習活動に困難や不安を感じている場合がある。また、自らの進路について迷っており、保護者も情報の提供等を求めている。生徒の学習について、普段は学習教材やプリント等で、ルビうちしたものを用いている。また、週1回の通級による指導を利用し、状況判断力や場面の認知と予測、対応力をつけること等を目的としたソーシャルスキルトレーニングや基礎的な学力を定着・向上させるための学習活動を行っている。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 保護者からの申し出により合理的な配慮を始める。
- 2 (1) 教材にルビをうってほしい。
(2) 基礎的な学力を向上させたい。
(3) 日常生活に必要なスキルを身につけさせたい。
- 3 保護者の申出後、校内支援員会を開き関係教員の聞き取りをし、支援のためのケース会議(専門家・担任・コーディネーター)を調整し、保護者との合意形成を図った。
- 4 話し合いの結論についても、必要に応じて変更するなど、適宜修正を行っている。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

保護者と学校側で話し合いをもち、通常の学級で学習を行うことと週1回の通級による指導を利用し、個別的・具体的な学習活動を行っている。このことにより、集団での学習場面、個別での学習場面という形で多様な学びの場を設定している。また、在籍学級では他の生徒と同一内容の学習を行い、通級による指導では個別に基礎的な学習内容やコミュニケーションに関するトレーニングを行うことで、連続性のある学びになっている。

基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

週に1回、通級による指導の担当教員が授業を行うことによって、落ち着いて学習活動に取り組むことができるようになってきている。また、通級による指導の担当教員と学級担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等が話し合うことによって情報を共有し、生徒の学力やコミュニケーションスキルを向上させることにつながっている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-2 学習内容の変更・調整

通常の学級ではできにくい基礎的部分の理解を深めたり、学習の方法を学び定着させたりすることを目的として、通級による指導の場で、基本的な学習課題を設定したり、理解を深めるための教材を用いたりしている。また、社会生活を営む上で必要となる生活習慣や技能に対する習熟度を確認しながら適宜変更・調整を行っている。

合理②-1 専門性のある指導体制の整備

週に1回、専門性をもった通級による指導を行う学校生活支援教員が授業を行うことによって、落ち着いて学習活動に取り組むことができるようになってきている。また、学校生活支援教員が中心となり、専門的な知見からソーシャルスキルに関するトレーニングや基礎的な学力を定着させるために指導を行っている。そして、指導内容を担任と共有し、各教科担任とも連携し、通常の学級でもその学びを継続できるようにしている。

9 成果と課題

通級による指導の制度が導入されることによって、学校生活支援教員と特別支援教育コーディネーターを軸に、合理的配慮についての指導方法や支援体制が各教科担当者に共有されるようになった。また、通級による指導での基礎的な内容の定着やソーシャルスキルの向上などの支援をすることで本人の自信となった。また、通級指導教室担当教員と保護者、職員等が情報交換を行う機会が増えたので、各教科でルビ打ちのテストや教科書(教材)を用意することで本人の学習の意欲が高まった。

学校生活支援教員の来校が週に1回であり、その日のうちに情報交換を行うことが難しい場合があるのが課題である。